

環境教育・環境学習ネットワーク会議傍聴実施要領新旧対照表

現行	改正後（案）
2 会議は原則として公開とする。ただし、会議の議題等の都合により、 <u>会議委員</u> の総意によりこれを非公開とすることができる。	2 会議は原則として公開とする。ただし、会議の議題等の都合により、 <u>会議構成員</u> の総意によりこれを非公開とすることができる。
3 会議の傍聴者の定員は原則として10人以内とする。 なお、開会時刻 <u>15分前</u> の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、会議閉会時まで先着順に受け付ける。	3 会議の傍聴者の定員は原則として10人以内とする。 なお、開会時刻 <u>10分前</u> の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、会議閉会時まで先着順に受け付ける。
6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、 <u>会長</u> の指示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。	6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、 <u>座長</u> の指示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
(1) <u>会議委員</u> の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。	(1) <u>会議構成員</u> の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。